

**デイサービスすこやかReha真栄**

**(地域密着型通所介護)**

**(札幌市通所型サービス)**

**重要事項説明書**

**株式会社すこやか**

## 「デイサービスすこやかR e h a 真栄」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(札幌市指定 第 0190503557 号)

当事業所は契約に基づき地域密着型通所介護、札幌市通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

※当サービスの利用は、原則として要介護等認定の結果「事業対象者」「要支援」もしくは「要介護」と認定された方が対象となります。要介護等認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1	事業者	2 ページ
2	事業者の概要	
3	職員の配置状況(1日当たりの職員配置)	3 ページ
4	当事業所が厳守すべき事項	
5	当事業所が提供するサービスの内容	4 ページ
6	利用料およびその他の費用	
7	虐待の防止	5 ページ
8	身体拘束	
9	衛生管理等	
10	ハラスメント	6 ページ
11	非常災害対策・業務継続計画の策定等	
12	提供するサービスの第三者評価の実施状況	
13	苦情の受付	7 ページ
14	運営推進会議について	
15	利用にあたっての留意事項	

### \*別紙資料\*

- ・地域密着型通所介護、通所型サービス利用料金一覧表
- ・『デイサービスすこやかR e h a 真栄個人情報取扱いに関する同意書』

## 1. 事業者

(1) 事業者名	株式会社 すこやか
(2) 所在地	北海道札幌市白石区北郷2条7丁目5番9号
(3) 電話番号	011-871-7750 (代)
(4) 代表者氏名	代表取締役 貝沼 吉彦

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	地域密着型通所介護、札幌市通所型サービス 令和5年8月1日指定
(2) 名称	デイサービスすこやかR e h a 真栄
(3) 所在地	北海道札幌市清田区真栄4条2丁目20番10号
(4) 電 話	011-886-3535
ファックス番号	011-886-3525
(5) 管理者	黒木 正人
(6) 建物の構造 延べ床面積	RC造10階建て 1階 65.28 m <sup>2</sup>

### (7) 事業所の運営方針

- ① 利用者が可能な限りご自宅でその有する能力により自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活のお世話および機能訓練(運動器機能向上)サービスを提供いたします。さらに利用者相互の交流を促進し、社会性の確保および閉じこもり等の孤立感の解消に努めながら、利用者の心身機能の維持並びに、ご家族の身体的・精神的負担の軽減になるよう支援させていただきます。
- ② 利用者的人格を尊重し、可能な限り利用者の意向に基づいてサービスを提供させて頂きます。
- ③ 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、機能訓練その他の必要なサービスを希望に添って適切に提供します。

### (8) 通常の事業の実施地域 清田区・豊平区・厚別区

### (9) 営業日および営業時間

営業日 月曜日から金曜日  
(8/13～8/15、12/30～1/3までを除く)

営業時間 8:30～17:30

サービス提供時間 居宅サービス計画に基づく

### (10) 利用定員 午前 18名、午後 18名

### 3. 職員の配置状況（1日あたりの職員配置）

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	基準員数	現員数 (R 年月 日現在)		
		年	月	日現在
管理者	1名			1名
生活相談員	1名以上			1名
介護職員	2名以上			2名
看護職員	1名以上			1名
機能訓練指導員	1名以上			2名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務時間
管理者	8：00～18：00 (上記のうち8時間)
生活相談員	8：00～18：00 (上記のうち8時間)
介護職員	8：00～18：00 (上記のうち6.5時間以上)
看護職員	8：00～18：00 (上記のうち1時間以上)
機能訓練指導員	8：00～18：00 (上記のうち6.5時間以上)

### 4. 当事業所が厳守すべき事項

- (1) 生命、身体の安全確保に努めます。
- (2) 当事業所の職員は、業務上知り得た利用者およびご家族の情報を第三者に洩らしません。
- (3) 利用者およびご家族の個人情報の利用等に関しては、別紙『デイサービスすこやかReha真栄個人情報取扱いに関する同意書』により当該利用者・ご家族の同意を得ます。
- (4) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 5. 当事業所が提供するサービスの内容

種類	内容
地域密着型通所介護計画の作成 (全ての利用者について作成)	日常生活全般の状況および希望を踏まえて、地域密着型通所介護又は札幌市通所型サービスの目標、当該目的を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した地域密着型通所介護計画書を作成、説明し同意を得て書面をもって交付します。
送迎サービス	身体状況等に応じた送迎サービスを行います。 (普通車両、車椅子対応車両)
機能訓練	利用者に応じた日常生活動作の機能訓練や、体操、レクリエーションを行うことにより身体機能が維持または、向上するよう努めます。 また、機能訓練指導員による専門的な機能訓練を行います。
健康管理	来所後に血圧・体温・脈拍測定を行い、お体の状態を確認します。また、緊急等必要な場合には主治医等に責任を持って引き継ぎます。
相談および援助	利用者およびご家族からの相談について誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 また、要介護認定の申請の援助も行います。
その他排泄等の援助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います

## 6. 利用料およびその他の費用

- (1) 利用料は介護保険制度における介護報酬の告示上の額または札幌市が定める額とし、別紙のデイサービスすこやかR e h a 真栄 利用料金一覧表のとおりとします。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。
- (2) 限度額内のサービスのうち、高額サービス費に該当する場合は、償還払いでの給付されます。
- (3) 下記の場合は、いったん保険給付の対象とならないサービス利用料を全額お支払い頂きます。但し自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ① 契約者がまだ認定を受けておらずサービスを利用した場合に、その費用が、認定後の要介護度の限度額内のサービス費用。
  - ② 指定居宅介護支援を受けることを市町村に届出ておらず、サービスを利用した場合および居宅サービス計画に含まれていないサービスを利用した場合。ただし、その費用が要介護度の限度額内のサービス費用。

③ 契約者が、作成した居宅サービス計画を市町村に届出ておらず、サービスを利用した場合および居宅サービス計画に含まれていないサービスを利用した場合。ただし、その費用が要介護度の限度額内のサービス費用。

(4) 利用料の支払い方法について

① 金融機関口座引き落し

(郵便局) 翌月 20 日、

(その他金融機関一括払い) 22 日

一部取扱いのない金融機関もあります。

② 集金時一括払い（月末締め、翌月一括払い）

③ 利用毎払い

※事務の煩雑化、トラブルが生じるため、できる限り金融機関引き落としにご協力下さい。（一部取扱いのない金融機関もあります。）

それができない場合は、月集金時払いとなります。また、利用頻度の少ない方に関しては、利用毎の払いも可能です。

※金融機関の引落しの手続きにより、現金でお支払いしていただく場合があります。

## 7. 虐待の防止

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止に関する担当者を選定します。
- (2) また、虐待防止のための指針を整備し、研修や委員会を定期的に開催し、従業者に周知します。
- (3) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8. 身体拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、緊急性や非代替性、一時的な対応であるかに留意し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

## 9. 衛生管理等

介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。また 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう指針を整備し、研修及び訓練や委員会を定期的に開催し、従業者に周知します。

## 10. ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為  
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 11. 非常災害対策・業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

### 13. 苦情の受付

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し必要な措置を講じます。

#### 当事業所の受付先

窓口担当者	苦情受付担当者	野村 剛弘
	苦情解決責任者	黒木 正人
受付時間	随時承ります	
受付方法	電 話	011-886-3535
	ファックス	011-886-3525
	面 接	相談室
	苦 情 箱	デイサービスホールに設置

※本事業者で解決できない苦情は、北海道国民健康保険団体連合会、保険者、市町村介護保険担当に申し立てることができます。

北海道国民健康保険団体連合会 電話 011-231-5161

### 14. 運営推進会議について

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。
- (4) 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いします。

### 15. 利用にあたっての留意事項

- (1) 機器の使用は、当事業所の職員の指導に従ってください。
- (2) 来所時は、うがい、手指消毒液にて消毒を行ってください。
- (3) 飲食物、酒類の持ち込みは、ご遠慮ください。
- (4) 喫煙は、定められた場所で行ってください。
- (5) 主治医等から心身の状態に関して指示を受けた場合は、お知らせください。
- (6) 事業所内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動、営利活動は行わないでください。
- (7) 他の利用者や施設に迷惑や損害を与える恐れがある物品を持ち込まないでください。
- (8) 事業所内での金品等の貸し借りは禁止します。
- (9) 持ち物には可能な範囲で記名をお願いします。

# 利用料およびその他の費用

1. 介護保険の給付対象となる利用料 ※介護保険の告示上の額となります。(令和6年6月1日改正)

(1) 札幌市通所型サービス(事業対象者・要支援1・2の方)

① 通所型サービス利用料

サービス項目	区分	単位数	負担割合			備考
			1割負担	2割負担	3割負担	
所定時間 4時間未満	事業対象者 要支援1	日額	359単位	364円	728円	1092円 3回／月まで※週2回を超えない
		月額	1438単位	1458円	2916円	4374円 4回以上利用の場合
	要支援2	日額	361単位	366円	732円	1098円 7回／月まで※週1回を超えない
		月額	2896単位	2937円	5874円	8811円 8回以上利用の場合

② 各種加算

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88単位／月	90円	179円	268円	介護職員の総数の内、介護福祉士が70%以上配置されている場合に加算
	要支援2	176単位／月	179円	357円	536円	
事業所評価加算	要支援1	120単位／月	122円	244円	365円	身体機能が維持・向上されている割合が評価基準値を超えている場合
	要支援2					

(2) 地域密着型通所介護 要介護1・2・3・4・5の方

① 地域密着型通所介護利用料(一日につき)

サービス項目	区分	単位数	負担割合			備考
			1割負担	2割負担	3割負担	
所定時間 3時間以上4時間未満の場合	要介護1	416単位	422円	844円	1266円	地域密着型通所介護
	要介護2	478単位	485円	970円	1454円	
	要介護3	540単位	548円	1095円	1643円	
	要介護4	600単位	608円	1217円	1825円	
	要介護5	663単位	672円	1345円	2017円	

② 各種加算(一日につき)

サービス項目	単位数	料金			備考
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位	57円	114円	171円	専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、身体機能及び生活機能の向上を目的とした訓練を行う場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76単位	77円	154円	231円	専従の機能訓練指導員をサービス提供時間帯を通じて配置し、機能訓練を行う場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	23円	45円	67円	介護職員の総数の内、介護福祉士が70%以上配置されている場合

③ 各種加算(一月につき)

個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位	21円	41円	61円	個別機能訓練計画等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた場合
ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位	31円	61円	92円	日常生活動作をBarthelIndexを用いて、点数化し6か月の間で改善が見られた場合
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位	61円	122円	183円	ADL維持等加算(Ⅰ)より顕著に改善した場合

(3) 共通

科学的介護推進体制加算	40単位	41円	82円	122円	基本情報(日常生活動作能力、栄養、口腔、認知機能等)を厚生労働省に提出した場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位	21円	41円	61円	口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い担当の介護支援専門員に報告した場合
※令和6年6月より算定 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)					月合計単位数×9.2%に相当する単位数

(4) 減算

送迎減算	要支援1	-47単位／片道8回まで	-47円	事業所が送迎を行わない場合片道につき減算
	要支援2	-47単位／片道16回まで		
	要介護1～5	-47単位／片道		
同一建物減算	要支援1	-376単位／月	-376円	事業所と同一建物から事業所に通う者にサービスを提供した場合
	要支援2	-752単位／月		
	要介護1～5	-94単位／日		

※同一建物減算が適用される場合は送迎減算の対象とはなりません。

2. 介護保険の給付対象とならない利用料

法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護等を提供した際は、デイサービスすこやかReha真栄 料金一覧表の介護保険の給付対象となる利用料に、10を乗じて得た額を利用料とする。

3. その他の費用

以下のサービスは、契約者の負担となります。

サービス項目	内容	料金
排泄用品代	パンツタイプ	100円/枚
	テープ止めオムツ	120円/枚
	尿取りパッド	40円/枚
マスク費	マスクを販売した場合	40円/枚
複写サービス費	サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合	10円/枚
写真代	印刷料金	30円/枚
活動参加費用	行事等の参加に伴い発生する費用	実費
送迎費	事業の実施地域以外の送迎利用料	550円/片道

(この利用料金表は令和6年6月1日より適用)

※ 「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

※ 利用料金は、単位数に札幌市の地域単価10.14円を乗じて算出しています。

※ 料金計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。